

[事案 2025-126] 生活介護年金支払請求

・令和 8 年 5 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、生活介護年金が支払われなかったことを不服として、生活介護年金およびそれに対する年 14.6%の遅延損害金の支払を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 6 年 5 月の 8 日間にわたり慢性腰痛症・腰椎椎間板症により入院し、令和 6 年 3 月から同年 9 月まで、本契約の約款に定める「生活介護状態」に該当していたとして、平成 30 年 8 月に契約した収入保障保険にもとづき生活介護年金を請求したところ、約款に定める生活介護状態に該当しないとして不支払いとなった。しかし、以下の理由により、生活介護年金およびそれに対する年 14.6%の遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社が指定する介護保障用診断書において、医師が総合的な判断をしているにもかかわらず、保険会社はそれを無視している。
- (2) 介護保障用診断書では医師の証明が不十分だとすれば、フォーマット自体に欠陥があるもので、その責任は保険会社が負うべきである。
- (3) 保険の審査に 7 か月もの遅延が生じているため、年 14.6%の遅延損害金の支払いを求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 介護保障用診断書では、歩行、入浴、排せつの 3 項目について一部介助が必要とされているが、同診断書の初診は令和 6 年 5 月であり、同日以前の状態を把握することができない。また、同診断書の内容は、申立人の申告に基づき作成されたと考えられる。
- (2) A 病院のリハビリテーション実施計画書では、令和 6 年 3 月、同年 5 月の時点で、基本動作および活動についてはいずれも自立と評価されている。機能的自立度評価法 (FIM) でも、開始時点で 7 点 (完全自立) と評価されている。
- (3) 診察録でも、入浴を自分で行っていること、歩行が短距離であれば可能であること、一人で生活ができる状態であることが記載されている。
- (4) 以上から、申立人が「生活介護状態」に該当していたとは認められない。また、「傷害または疾病を原因として」という要件も満たしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。